

□ 2020年度 コージェネ導入関連優遇税制措置

所管 省庁	事業名	証明団体	措置概要	対象分野		設備取得期 間
				業務用 産業用	家庭用	
経済産業省	① コージェネレーションに係る課税標準の特例措置 (固定資産税)	コージェネ財団	コージェネレーションに関わる固定資産税の課税標準を3年間 11/12に軽減 ・1基の発電出力 10kW以上のもの ※国や地方公共団体等の補助金および②との併用可	○	×	~ 2021.3.31
	② 中小企業経営強化税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)	コージェネ財団	即時償却 又は 取得価格の10%を税額控除 (資本金3千万円超1億円以下の法人は7% 税額控除) ・生産等設備が対象 ・最新モデルである必要はない ※国や地方公共団体等の補助金および①,③との併用可	○	×	~ 2021.3.31
		その他機器: 各工業団体				
	③ 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例 (固定資産税)	コージェネ財団	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ~1/2 (各市区町村で定める割合)に軽減 ・最新モデルである必要はない ・設備取得前、かつ適用期間内に「先端設備等導入計画」の市区町村による認定が必要) ※国や地方公共団体等の補助金および②との併用可	○	×	~ 2021.3.31
④ 省エネ再エネ高度化投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)	うち省エネ促進税制	—	取得価額の20%を特別償却 (中小企業者等は、取得価額の7%の税額控除との選択適用) ・「事業者クラス分け評価制度」の評価が、直近2年度で連続してSクラス評価であった特定事業者又は特定連鎖化事業者等 ※国や地方公共団体等の補助金との併用不可	○	×	~ 2022.3.31
	再生可能エネルギー一部分	—	取得価額の14%を特別償却 ・木質バイオマス燃料の年間利用率80%以上と見込まれる熱電供給発電設備(2万kW未満) ※国や地方公共団体等の補助金との併用不可	○	×	~ 2021.3.31

注記: 本内容は、2020年5月7日時点における発表済み情報に基づいています。今後の発表情報にもご注意ください。